

平成29年8月吉日

お客様 各位

新発田信用金庫

キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限について

<振り込め詐欺被害防止対策として>

平素より、新発田信用金庫をご利用いただきまして厚く御礼申し上げます。

昨今、急増している「還付金詐欺」等の被害防止策として、下記のとおりキャッシュカードによるATM振込の利用を一部制限させていただきます。

お客様におかれましては、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ATM振込制限の対象となるお客様

満70歳以上のお客様で、当金庫および他金融機関のATMから、3年以上キャッシュカードによる振込取引をされていないお客様

2. 取扱開始時期

平成29年8月21日（月）

3. ATM振込を希望される場合

ATM振込制限対象のお客様で、キャッシュカードによるATM振込を希望される場合は、お手数でも当金庫営業時間内に窓口へお申し出ください。

ご本人様を確認させていただいたうえ、キャッシュカードによるATM振込を可能とさせていただきます。

4. ATM振込制限対象のお客様につきましても、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおりご利用いただけます。

※「還付金詐欺」とは、携帯電話で「税金や健康保険の還付金がある」などの嘘を言い、ATM振込に不慣れな高齢のお客様をATMコーナーに誘導してご預金を振込みさせるという詐欺を言います。

以上